

減免区分	団体等	備考
使用料を免除	規則第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当する団体	
	美濃加茂少年少女合唱団	
	MT夢クラブ21	当該月の使用回数のうち2分の1を超えない範囲に限る。ただし、当該月の使用回数が1回の場合は免除とする。
使用料（ホールの 冷暖房及び附属設 備を除く。）の2 分の1を減額	規則第3条第2項の規定に該当する団体	
	MT夢クラブ21	当該月の使用回数のうち2分の1を超えた活動に限る。

改正後			改正前		
(減免の適用) 別表 (第2条関係)			(減免の適用) 別表 (第2条関係)		
減免区分	団体等	備考	減免区分	団体等	備考
使用料を免除	美濃加茂少年少女合唱団 <u>MT夢クラブ21</u>	当該月の 使用回数 のうち2 分の1を 超えない 範囲に限 る。ただ し、当該月 の使用回 数が1回 の場合は 免除とす る。	使用料を免除	美濃加茂少年少女合唱団	
使用料(備考に掲げるものに係るものを除く。)の2分の1を減額	規則第3条第2項の規定 に該当する団体 <u>MT夢クラブ21</u>	ホールの 冷暖房及 び附属設 備 ホールの 冷暖房及 び附属設 備。 当該月の 使用回数 のうち2 分の1を 超えた活 動に限る。	使用料(備考に掲げるものに係るものを除く。)の2分の1を減額	規則第3条第2項の規定 に該当する団体 <u>MT夢クラブ21</u>	ホールの 冷暖房及 び附属設 備

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の美濃加茂市文化会館の使用料の減額及び免除に関する取扱要綱の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料に適用するものとし、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。